

(松ヶ崎公園グラウンド) 消費税・地方消費税の税率の改定に伴う使用料の改定のお知らせ

消費税・地方消費税の税率の改定に伴い、使用料を改定し令和元年10月1日から引き上げることとしました。条例に定める改定後の使用料は下表のとおりです。

注意：10月分以降の施設使用料につきましては、令和元年9月30日までに納付される場合は現行の使用料となり、令和元年10月1日以降に納付される場合は、新しい使用料となります。

問合せ先=清掃事業課(松阪市リサイクルセンター(町平尾町351番地2)) 電話 0598-53-4470

改正後			改正前		
時間区分	Aグラウンド	Bグラウンド	時間区分	Aグラウンド	Bグラウンド
午前8時30分から午後0時30分まで	<u>550円</u>	<u>550円</u>	午前8時30分から午後0時30分まで	<u>540円</u>	<u>540円</u>
午後1時から午後5時まで			午後1時から午後5時まで		
午後5時30分から午後9時30分まで			午後5時30分から午後9時30分まで		
午前8時30分から午後5時まで	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	午前8時30分から午後5時まで	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>
午後1時から午後9時30分まで			午後1時から午後9時30分まで		
午前8時30分から午後9時30分まで	<u>1,650円</u>	<u>1,650円</u>	午前8時30分から午後9時30分まで	<u>1,620円</u>	<u>1,620円</u>
照明代	<u>1,650円</u>		照明代	<u>1,620円</u>	